

# 行田市立南河原小学校いじめ防止基本方針

行田市立南河原小学校

## 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

－いじめ防止対策推進法第2条より－

## 2 いじめ防止に対する基本的な考え方

いじめを防止するためには、いじめに対する基本認識を全教職員で共有し、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。学校は、すべての児童が安全かつ安心して学校生活を送るために、様々な教育活動を通して児童の個性や能力を伸長するとともに、いじめに向かわせないための未然防止、早期発見及び早期対応に取り組んでいく。

－いじめに対する基本認識－

- ・いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周辺の児童生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと。
- ・いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであること
- ・いじめに対しては、被害者の立場に立った指導を行うこと
- ・いじめには、家庭、地域社会、関係諸機関と一体となって取り組む必要があること

## 3 いじめ未然防止のための取組

いじめを防ぐためには、未然防止の取組が最も有効である。環境整備を含め、いじめる心をもたない児童を育成していくための手だてを講じていく。

### (1) わかる授業の実施（未然防止の根幹）

- ・基礎的基本的な内容の確実な習得
- ・少人数指導を通して、わかる授業を展開（児童が達成感をもつ）
- ・意見を出し合い発表する機会を設定（「主体的・対話的で深い学び」の実現）

### (2) 学習規律の徹底

- ・あいさつ、正しい姿勢、忘れ物ゼロ
- ・発表の仕方、意見の聞き方の徹底

(3) 集団活動の充実

- ・児童が主体となった縦割り活動の実施
- ・代表委員会を中心とした児童会活動の充実
- ・委員会活動の充実
- ・児童の社会性や人間関係スキルの育成を行ない、望ましい人間関係づくりができるようにする。

(4) 体験活動の充実

- ・行田のよさを生かした体験活動の設定
- ・豊かな自然体験の実施
- ・他者とふれ合う機会を設け、人間関係づくりを充実させる。

(5) 人権学習、道徳教育の充実

- ・人権尊重の精神や人権感覚の育成 学力向上学級（集会所学習）の活用
- ・人権意識の高揚（人権教育月間の設定）、いじめ等の題材を扱った道徳の授業を実施

(6) 教職員の資質向上

- ・教育相談主任を中心に、いじめ問題に関する研修会を実施し、いじめに対しての教職員の共通理解を図る。

(7) いじめを許さない気運の醸成

- ・6月、11月を「いじめ撲滅強調月間」と位置付け、「いじめを絶対に許さない」という意識を学校全体で持てる取組を実施する
- ・代表委員が中心となり、いじめに対する「行動宣言」を行ない、クラスや学校全体で「いじめを考える授業」や「いじめを起こさないためには」等の話し合いをし、児童一人一人がいじめに対してできることを考える取組を実施する。（6月、11月）

(8) インターネット等を通じて行われるいじめの防止のための教育の充実

- ・「行田版ケイタイ・スマホ 家庭の約束」を基にしたインターネット使用に関するルールづくりを行ない、ネットアドバイザーによる「子供安全見守り講座」を開催する。

#### 4 いじめ早期発見のための取組

早期発見のため、児童のわずかな変化に気付き、情報を収集して共有化し、速やかに対応することがたいせつである。そのため、普段からの意識的な観察や気配り、声かけや各種調査の分析等を行っていく、

(1) 一日を通じた観察

- ・朝の表情、あいさつの声や態度の様子

- ・授業中の様子、休み時間の交友関係や保健室等での様子
- (2) 職集の活用
  - ・職集において気になる児童の情報提供を実施
  - ・児童の観察の強化と積極的な声がけを実施
- (3) 個人面談の実施
  - ・個人面談の実施（7月）
  - ・教育相談機関の設定（適宜）
- (4) 保護者との連携
  - ・連絡帳や日記等を活用し、児童の様子を把握
  - ・連絡を密にとり、信頼関係を構築
- (5) 学級生活状況調査の実施
  - ・Hyper-QUによる調査（5月）
  - ・「いじめ早期発見チェックシート」「学級に関するアンケート」を各学期1回実施
  - ・調査結果を基にした教育相談の実施（2学期は2回）
- (6) 教育相談体制の充実
  - ・教育相談主任を中心に、校長、教頭、教務主任、各担任とともに、市の相談機関とも連携し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用し、教育相談体制の充実を図る。

## 5 いじめに対する早期対応

いじめの疑いがある状況が発見された場合、「いじめ防止対策委員会（後述）」を中心に、事実関係の把握から被害児童への支援、加害児童への指導まで、一連の対応を行う。

- (1) 事実関係の把握
  - ・当事者双方及び周りの児童から聴き取り、情報を記録し事実関係を確認
  - ・関係教職員が情報を共有し、事実を正確に把握
- (2) 指導方針の決定
  - ・全教職員が共通理解し、指導のねらいを明確化
  - ・教職員の役割を分担し、組織で対応
  - ・行田市教育員会、関係諸機関との連絡調整を密に実施
- (3) 児童への支援及び指導
  - ・被害児童の保護及び不安や心配に対するケアを実施（専門家との連携）

- ・加害児童への心に寄り添う指導を行い、人権意識を形成
- (4) 保護者との連携
- ・被害、加害児童双方の保護者に事実関係を正確に伝達
  - ・保護者への協力要請及び学校との指導連携について協議
  - ・指導過程で判明した新たな情報は保護者へ適宜提供
- (5) いじめ発生後の対応
- ・周りの児童を含めた教育相談（カウンセリング）を実施
  - ・心の教育の充実を図り、教職員と児童たちの新たな信頼関係を構築
  - ・いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置をとる。
  - ・いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に関わる情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
  - ・いじめは指導や謝罪をもって解決とせず、以下の要件が満たされて解決とする。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ他の事情も勘案して判断するものとする。
    - ① 被害児童に対する心理的・物理的ないじめが止んでいる状態が少なくとも3ヶ月続いていること。
    - ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

## 6 いじめ防止のための取組

いじめ防止等に組織的に対応するため、「いじめ防止対策委員会」を設置する。基本方針に基づく取組を実施し、進捗状況の確認及び定期的な検証を行う。また、必要に応じて委員会を開催する。構成員は以下のとおりとする。

### (1) 校内組織

校長、教頭、教務主任（主幹教諭）、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭

関係職員（人権教育主任、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、学年主任、担任等）

### (2) 校外組織

スクールソーシャルワーカー、教育研修センター指導主事、市教育委員会指導主事、

民生委員・児童委員、主任児童委員、関係諸機関の助言者等

## 7 重大事態への対処

重大事態とは、以下に掲げる事態にある場合をいう。

- (1) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時
- (2) いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時

※「相当の期間」とは年間30日を目安とするが、児童が連続して欠席している場合は迅速に調査を行う。また、いじめについての詳細な調査を行わなければ事案の全容はわからないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」という判断はしない。

いじめにより重大な被害が生じたという申出が児童や保護者からあったときは、即座に行田市教育委員会に報告し、調査等にあたり次の対処を行う。

- (1) 重大事案が発生した旨を行田市教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 行田市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係やその他の必要な情報を適切に提供する。

## 8 学校評価における留意事項

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うために、年間の取り組みをPDCAサイクルにより検証し、基本方針の見直しができるよう、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に事項の取り組みを評価する。

- (1) いじめの早期発見に関わる取組に関する事
- (2) いじめの再発防止するための取組に関する事

## I いじめ未然防止のための取組

○いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周辺の児童生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないことである。そして、学校生活の充実こそが、いじめ防止の最善策である。また、どの子、どの学級どの場面でもいじめは起こりうるとの立場に立ち、以下の方策に取り組む。

- 1 わかる授業づくり
- 2 学習規律の徹底
- 3 学級集団作り
- 4 社会体験、自然体験、交流体験の充実
- 5 児童会活動の充実
- 6 人権学習の推進
- 7 学級活動、道徳を両輪とする道徳教育の推進

## V 「重大事態」の対応について

- 1 重大事態とは、いじめにより①児童の生命、身体財産に重大な被害が生じる②被害児童が相当の期間(30日)学校を欠席することである。
- 2 重大事態発生時は速やかに行田市教育委員会へ報告する。
- 3 行田市教育委員会と協議の上、重大事態対応のための組織を設置する。
- 4 事実関係の調査を実施する。
- 5 被害児童、保護者に情報を適切に提供する。
- 6 希望に応じて、被害児童とその保護者の所見を調査結果の報告に添える。

## II いじめ早期発見への取組

○早期発見・早期対応がいじめ撲滅へのカギである。本校は、全職員が児童のささいな変化に気づき、情報共有し、すみやかに対応するため、全職員が以下の取組を実践する。

- 1 朝・帰りの会や授業中の観察
- 2 職集の活用
- 3 個人面談の実施
- 4 保護者との連携
- 5 学級生活状況調査の定期実施
- 6 教育相談体制の充実



行田市立南河原小学校

# いじめ防止基本方針



・いじめ被害に苦しむ児童 0 ・いじめをする児童 0 ・いじめを見逃す児童 0  
「すずかけの子」で3つの0をめざします！

南河原小学校いじめ防止基本方針は、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、児童が安心して学校生活を送れる学校づくりのため、いじめ防止等の対策を教職員が組織一丸となって効果的に推進するために策定するものである。

○よいこの合言葉  
す:進んであいさつ  
け:元気な体  
ず:すみずみまでそうじ  
の:伸ばそう  
か:感謝の心  
子:交通安全  
考:考える力

## IV いじめ問題に向けての校内組織

○いじめ防止等の対策を実効的に行うため、本校ではいじめ防止対策委員会を設置する。

- 1 構成員  
校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、担任、養護教諭等から実状より当てられる柔軟な組織とする
- 2 活動内容  
いじめ防止に関すること、並びに家庭や地域、関係機関との連携
- 3 開催  
年3回開催、事案発生時は緊急で開催

## III いじめ早期解決への取組

○「即今着手、一気呵成」の姿勢で発見したいじめには組織として対応していく。校長のリーダーシップのもと「いじめ防止対策委員会」(生徒指導委員会)が中心となり、事実関係の把握、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解決まで行う。

- 1 いじめ発見時には、直ちに、被害児童の安全を確保するとともに校長に報告する。
- 2 校長は報告を受けた場合、いじめ防止委員会を招集し適切な役割分担を行い、被害児童のケア、加害児童等関係者の聞き取りを行い、その後の対応方針を決定する。
- 3 いじめられた児童のケアは、養護教諭やスクールカウンセラー、その他専門的な知識のある者と連携した対応を図る。

- 4 いじめ確認後、該当保護者に事実関係を伝え家庭と連携を密に図り解決に当たる。
- 5 校長は、必要と判断した場合、加害児童を被害児童と別の場所で学習を行わせる等、いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるための措置を取る。
- 6 校長は、いじめを行っている児童に教育上必要と認められるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、該当児童に対して懲戒を加える。
- 7 いじめは指導や謝罪を持って解決とせず、以下の要件が満たされて解決とする。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じて他の事情も勘案する。  
① 被害児童に対する心理的・物理的ないじめが止んでいる状態が少なくとも3か月続いていること  
② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

## VI インターネットを通じて行われるいじめ対策

○本校では、自分もよくてみんなもよいの理念に基づき、児童のインターネット上のいじめを防止するため情報モラルの徹底を図る。

- 1 情報モラル・セキュリティー講習会の実施
- 2 保護者対象の講習会の実施

## VII いじめ防止対策の評価と改善

○PDCAサイクルを活用し検証する。

1学期にいじめ0!宣言の策定

よりよい人間関係づくり等の実践  
1・2学期に実施

「いじめ防止対策委員会」による見直し、改善

「いじめアンケート」(年3回)等による自己、相互評価

## VIII 年間指導計画・評価計画

○本校のいじめ防止基本方針に基づき、全教職員が何時、何処で、何を、どうすればよいか、そして、どのような成果が上げられるかが理解できるものとした。  
○学校評価の項目にいじめ早期発見・再発防止の項目を加える。